

## 愛知医療学院短期大学 特別聴講生規程

### (趣 旨)

第1条 愛知医療学院短期大学学則第56条第2項の規定に基づき、特別聴講生の取扱いに  
関してこの規程を定める。

### (資 格)

第2条 特別聴講生として出願することのできる者は、聴講しようとする授業科目を学  
習するに足る学力を有する者とする。

### (出 願)

第3条 特別聴講生として出願しようとする者は、所定の書類を定められた期日までに  
提出しなければならない。

### (受入審査)

第4条 本学は、特別聴講生として出願した者について、一般の授業の実施に支障がな  
い場合に限り、前条により提出された書類に基づき、受入審査を行う。

2 前項の受入審査は、次に掲げる事項を斟酌して行う。

(1) 本学の教育理念に照らし、本学の特別聴講生としてふさわしいこと。

(2) 聴講の目的が明確であり、聴講しようとする授業科目の受講にあること。

### (手 続)

第5条 受入審査を通過した者は、定められた期日までに所定の手続を経て、別表に定  
める納付金を納入しなければならない。

2 本学は、前項により納入した納付金については、これを返還しない。

3 第1項の手続は、特別聴講生募集要項に定める。

### (許 可)

第6条 学長は、前条により、所定の手続を経て納付金を納入した者に対して、聴講の  
許可を与えるものとする。

### (聴講の範囲)

第7条 聴講を願い出ることのできる授業科目は、原則として次に掲げる科目とする。

(1) 学科及び専攻科の必須を除く教養科目

(2) その他、学科及び専攻科で特に定めた科目

2 聴講できる授業科目は、各学期において12単位以内とする。

### (単位の認定)

第8条 特別聴講生が聴講した授業科目の単位の認定は行わない。

### (聴講期間)

第9条 聴講期間は、各学期単位とする。

### (特別聴講生証)

第10条 特別聴講生は、特別聴講生証の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。  
ない。

(許可の取消)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、聴講の許可を取り消すことがある。

- (1) 本規程その他本学の諸規程に違反する行為があったと認められたとき。
- (2) 本学の秩序を乱したと認められたとき。

(委託聴講生)

第12条 官庁、学校その他の機関から特別聴講生の委託を受けたときは、本規程を準用する。ただし、大学間の協定による特別聴講生については前7条の規定は適用しない。

(規程の準用)

第13条 特別聴講生には、本学諸規程を準用する。

別表 (第5条関係)

特別聴講生納付金

項 目		
聴講料	講義 (1単位)	15,000 円
	演習 (1単位)	19,500 円

1. 第5条第2項にかかわらず、本学の都合による開講中止等の場合は、費用の返還を行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。